

上山市議会会議録

第514回定例会

本会議最終日

(令和3年6月22日)

令和3年6月22日（火曜日） 午前10時 開議

議事日程第3号

令和3年6月22日（火曜日）午前10時 開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第34号 上山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第36号 訴訟の提起について
- 日程第 3 議第37号 訴訟の提起について
- 日程第 4 議第38号 訴訟の提起について
- 日程第 5 令和2年
請願第6号 核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書の提出に関する件
- 日程第 6 請願第1号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求める件

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第 7 議第35号 上山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

（予算特別委員長報告）

- 日程第 8 議第33号 令和3年度上山市一般会計補正予算（第4号）

（閉会中継続審査申出）

- 日程第 9 請願第2号の継続審査の申し出について

（追加議案）

- 日程第10 議第39号 令和3年度上山市一般会計補正予算（第5号）
- 日程第11 議第40号 財産の処分について
- 日程第12 議会案第3号 核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書の提出について
- 日程第13 議会案第4号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」実現を求める意見書の提出について

(閉会中継続調査申出)

日程第14 常任委員会（総務文教、産業厚生）及び議会運営委員会の所管事務の調査について
(閉 会)

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員（15人）

1番	長	澤	長右衛門	議員	2番	石	山	正	明	議員	
3番	佐	藤	光 義	議員	4番	守	岡		等	議員	
5番	高	橋	要 市	議員	6番	棚	井	裕	一	議員	
7番	谷	江	正 照	議員	8番	尾	形	み	ち子	議員	
9番	川	口		豊	議員	10番	中	川	と	み子	議員
11番	神	保	光 一	議員	12番	枝	松	直	樹	議員	
13番	川	崎	朋 巳	議員	14番	高	橋	義	明	議員	
15番	大	沢	芳 朋	議員							

欠席議員（0人）

説 明 の た め 出 席 し た 者

横	戸	長	兵衛	市	長	山	本	幸	靖	副	市	長
尾	形	俊	幸	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 長		富	士	英	樹	市政戦略課長		
鈴	木	英	夫	財政課長		前	田	豊	孝	税務課長		
佐	藤		毅	市民生活課長		鈴	木	直	美	健康推進課長		
鏡		裕	一	福祉課長		齋	藤	智	子	子ども子育て課長		

木	村	昌	光	商工課長	安	田	紀	之	観光・ブランド 推進課長
漆	山		徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局長	須	貝	信	亮	建設課長
横	戸	利	平	上下水道課長	武	田		浩	会計管理者 (兼)会計課長
黒	田	彰	久	消防長	古	山	茂	満	教育委員 会長
土	屋	光	博	教育委員 会長	塚	原	洋	樹	教育委員 会長
大	澤	泰	雄	教育委員 会長	高	橋	秀	典	教育委員 会長
板	垣	郁	子	生涯学習課長 選挙管理委員 会長	花	谷	和	男	スポーツ振興課長 農業委員 会長
大	和		啓	監査委員	舟	越	信	弘	農会 監査委員 局長

事務局職員出席者

金	沢	直	之	事務局長	鈴	木	淳	一	副主幹
渡	邊	高	範	主査	齋	藤	理	恵	主任

~~~~~

**開 議**

○長澤長右衛門議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第3号によって進めます。

初めに、本日の議事運営について議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長高橋義明議員。

〔高橋義明議会運営委員長 登壇〕

○高橋義明議会運営委員長 おはようございます。

去る6月18日、議会運営委員会を開き、本日の議事日程第3号について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、付託事件の審査結果について、総務文教及び産業厚生常任委員長、続いて予算特別委員長の順に報告を願い、それぞれ議決することにいたしました。

次に、請願1件について、所管の常任委員長から閉会中の継続審査の申出があるため、これを議決することにいたしました。

次に、追加議案であります。市長提案の議案2件及び議会案2件について、それぞれ提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決す

ることにいたしました。

最後に、各常任委員長及び議会運営委員長から申出のある来年6月30日までの閉会中の事務調査について議決することにいたし、今期定例会を閉会することにいたしました。

議事日程の詳細は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます、以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 お諮りいたします。

本日の議事運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進めることに決しました。

~~~~~

**日程第1 議第34号 上山市市税
条例等の一部を改正する
条例の制定について外5
件**

(総務文教常任委員長報告)

○長澤長右衛門議長 日程第1、議第34号から日程第6、請願第1号までの計6件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長棚井裕一議員。

〔棚井裕一総務文教常任委員長 登壇〕

○棚井裕一総務文教常任委員長 おはようございます。

今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案4件及び継続審査としてお

りました請願2件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第34号上山市市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、個人市民税については、特定一般用医薬品等を購入した場合の医療費控除の特例対象となる医薬品を見直した上で、令和4年度までの適用期限を令和9年度まで延長するものであります。

また、軽自動車税については、環境性能割の税率区分を、これまでの目標年度である2020年度が到来した燃費基準の達成状況を考慮しながら、新たな目標年度である2030年度の燃費基準に見直すもので、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド車は非課税、ガソリン車、ハイブリッド車、LPG車及びクリーンディーゼル車は、2030年度基準75%達成、または2030年度基準85%達成の場合は非課税、2030年度基準60%達成の場合は1%、これら以外の軽自動車は2%とするもので、令和3年度、令和4年度に取得した場合に適用するものでありますが、これまで非課税としていたクリーンディーゼル車については課税対象に変更されますが、2年間の激変緩和措置を講ずるものであります。

また、軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例については、環境性能割を補完する制度であることを踏まえ、クリーンディーゼル車を対象から除外するほか、2020年度基準プラス30%達成車及び2020年度基準プラス10%達成車を除外するものであります。電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッ

ド車及び天然ガス自動車については種別割のグリーン化特例を2年間延長し、令和3年度、令和4年度にこれらの軽自動車を取得した場合、翌年度に限り軽減適用するものであります。

さらに、自家用乗用車以外の種別割についても、重点化と基準の切替えを行った上で2年間延長し、令和3年度、令和4年度に取得した場合、その翌年度に限り軽減適用するものであります。

このほか、新型コロナウイルス感染症に係る改正は3点あり、1点目の住宅ローン控除の見直しは、所得税において控除期間を13年間とする住宅ローン控除特例の延長等の措置が講じられたことから、当該措置の対象者について、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除し切れなかった額を控除限度額範囲内で個人住民税から控除する期間についても令和17年度まで延長するものであります。

2点目の軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長は、新型コロナウイルス感染症による経済の動向等を勘案し、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特別措置について、その適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とするものであります。

3点目の固定資産税の負担調整措置は、現行の負担調整措置の仕組みを継続した上で、新型コロナウイルス感染症による経済動向等を勘案し、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り負担調整措置等により税額が増加する土地において、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずるもので、都市計画税も同様の取扱いとするものであります。

このほか、引用条項等の改正及び条項の整理を行うもので、公布の日から施行し、令和3年

4月1日から適用するものであります。特定一般用医薬品など購入費の医療費控除の特例の改正については令和4年1月1日、税の延滞金の年当たりの割合の基礎日数を定めている条項の引用条項を整理する改正については令和4年4月1日、個人の市民税の非課税の範囲における扶養親族の規定を明確化した改正については令和6年1月1日に施行するものであります。

また、市民税に関する経過措置についてであります。給与所得者及び公的年金等受給者が電磁的方法で扶養親族申告書を提供できるようにするために、扶養親族申告書の提出要件から「納税地の税務署長の承認」を削除する規定については、施行日の令和3年4月1日以後に行う場合について適用し、施行日前に行ったものについては、なお従前の例によるものであります。

また、その他の個人市民税に関する規定については、令和6年度以後の年度分の個人市民税について適用し、令和5年度分までの個人市民税については、なお従前の例によるものであります。

さらに、固定資産税に関する経過措置として、別段の定めがあるものを除き、固定資産税に関する規定については、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものであります。

このほか、軽自動車税に関する経過措置として、環境性能割に関する規定については、施行日である令和3年4月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得されたものについては、なお従前の例によるものであります。

また、軽自動車税の種別割に関する規定につ

いては、施行日の令和3年4月1日以後に取得された軽自動車税の種別割について適用し、施行日前に取得されたものについては、なお従前の例によるものであります。

さらに、都市計画税に関する経過措置として、都市計画税に関する規定は令和3年度以後の年度分について適用し、令和2年度分までについては、なお従前の例によるものとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号訴訟の提起について、議第37号訴訟の提起について及び議第38号訴訟の提起について申し上げます。

この3議案は、永野地区公民館敷地の共有者全員持分全部移転登記手続請求事件に関し訴訟を提起するため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により提案されたものであります。

その内容は、本市が管理している永野地区公民館の土地の一部である登記未整理地について、昭和46年11月1日に、中川地区公民館永野分室として建築工事に着手して以降、同日から本市が自己所有の意思を持って管理・使用し、20年以上継続して占有していることから、訴えにより取得時効を援用するものであります。当該土地の登記名義人は3名であります。3名とも既に死亡していることから、それぞれの登記名義人の相続人全員に対し、共有者全員持分全部移転登記手続を求めるもので、訴訟代理人を定めて山形地方裁判所に訴訟を提起すると説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、継続審査としております令和2年請願第6号核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書の提出に関する件について申し上げます。

本件は、核兵器やその他の核爆発装置の開発、生産などから、使用、威嚇に至るまで、核兵器に関わる活動を禁止し、核兵器完全廃絶への枠組みや被爆者等への援助責任などが明記され、2017年7月7日に国連の会議で採択された核兵器禁止条約について、唯一の被爆国である日本が署名、批准することで、核兵器のない世界を望む国内外の世論に応えるため、核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書を、国及び政府並びに関係機関に提出願いたいとして、新日本婦人の会上山あざみ班班長から提出されたものであります。

委員会では、継続審査を行うなど慎重に審査を行ったところでありますが、唯一の被爆国である日本がどの国よりも核廃絶に向けて積極的に活動すべきである、核兵器禁止条約は核廃絶に向けた画期的な条約であり、本市においても核兵器廃絶平和都市宣言を採択していることから日本政府に対し当該条約への署名・批准を求めるべきだとの意見や、核保有国をはじめアメリカの同盟国は条約に参加しておらず、核抑止力の下に安全が担保されている日本においては、核軍縮を目指すほうが重要であるとの意見が出され、起立採決の結果、賛成多数により本請願は採択すべきものと決しました。

最後に、継続審査としております請願第1号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」の実現を求める件について申し上げます。

本件は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、より密集した状態を避けることや、学校で一人ひとりの子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導を行えるよう30人学級の早期実現を目指し、「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」

の実現を求める意見書を、国及び政府並びに関係機関に提出願いたいとして、少人数学級をすすめる県民の会世話人代表から提出されたものであります。

委員会では、継続審査を行うなど慎重に審査を行ったところでありますが、コロナ禍で子どもたちは大変なストレスを感じている状況にあり、今こそ少人数教育を行うべきである、目の行き届いた教育を行うために少人数教育を進めるべきだとの意見や、少人数学級を望む声もあれば、大人数の学級で競争心を育てたいと望む声もあり、少人数、大人数と選べる教育環境をつくるほうが大切であるとの意見が出され、起立採決の結果、賛成多数により本請願は採択すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、15番大沢芳朋議員。

〔15番 大沢芳朋議員 登壇〕

○15番 大沢芳朋議員 会派孝山会、大沢芳朋です。

私は、令和2年請願第6号核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書の提出に関する件について、反対の立場から討論いたします。

初めに、核兵器のない世界の実現に向けた取組にこれまで尽力されてこられた方々に心より敬意を表するとともに、私自身も核兵器のない世界と恒久的な世界平和の実現を望むものであ

ります。

その上で、この条約への批准に当たっては、核兵器廃絶を目指すプロセスの中で、現実的な安全保障問題と現実的な解決に向けたこれまでの我が国の取組を考えたときに、大きく賛同できない理由があります。

まず、現実的な安全保障を考えた場合、条約に批准することが核廃絶という人類の悲願の達成につながるとは考えにくいことです。アメリカやロシア、中国のようなNPT（核拡散防止条約）に批准のいわゆる5大国に加え、インドやパキスタン、北朝鮮のようなNPT非批准の核保有国、アメリカの同盟国や北大西洋条約機構加盟国も参加しておりません。周辺に質・量に優れた軍事力を有する国家が集中し、領土や主権、経済権益をめぐりより重大な事態へと発展するリスクを抱える我が国にとって、日米同盟の下で核兵器を有するアメリカの抑止力を維持することが必要です。

この条約が現実的に核兵器を保有する核兵器国のみならず、日本と同様に核の脅威に脅かされている非核兵器国からも支持を得られておらず、核軍縮に取り組む国際社会に分断をもたらしている可能性すらあり、その実効性に欠けていると言わざるを得ません。

これまで、我が国は、核兵器不拡散条約（NPT）への署名、批准以降、核兵器国も参加する現実的かつ実践的な取組を積み重ねております。日本とオーストラリアが主導し立ち上げた軍縮・不拡散イニシアティブ（NPD I）で核兵器国と非核兵器国の橋渡し役を果たしながら、1994年以降、国連において全面的な核廃絶に向けて具体的かつ実践的な措置を盛り込んだ決議案に、大多数の国の幅広い支持を得て採択されております。

核兵器のない世界のためには、核兵器国と非核兵器国だけでなく、核兵器国同士や非核兵器国同士、それぞれの関係性の中で対立構造や周辺環境を考慮しながら信頼関係を構築した上での法的枠組みの構築が必要不可欠であり、これらの状況から見ても、現状、核兵器禁止条約に批准することがすなわち核兵器廃絶につながることは到底考えることができません。

私は、上山市民の生命と財産を守るために、現実の安全保障上の脅威に対応し、現実的な核軍縮を前進させていくことこそが、本市議会において平成7年3月1日に決議した核兵器廃絶平和都市宣言にもつながるものと考えます。

このような理由から、請願第6号核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書の提出に関する件に反対の立場から申し上げまして討論いたします。

○長澤長右衛門議長 次に、4番守岡等議員。

〔4番 守岡 等議員 登壇〕

○4番 守岡 等議員 議席番号4番守岡等です。

令和2年請願第6号核兵器禁止条約の署名と批准を日本に求める意見書の提出に関する件について、願意妥当、採択すべきという立場で賛成討論を行います。

2017年7月7日、国連は世界の核兵器を法的に禁止する核兵器禁止条約を122か国の賛成で採択しました。その瞬間、日本の被爆者の代表は「戦後72年間待った。こんなうれしいことはない」と国連本部で喜びを爆発させました。被爆者の思いは一つ、被爆者は私たちが最後にしてほしい、二度と被爆者をつくらないでほしいという崇高な倫理性に基づくものです。

この日は、人類史上忘れられない一日となったと同時に、日本ってどういう国なのと世界か

ら疑念を持たれる日にもなりました。それは、この条約は122か国の賛成で採択され、反対はオランダだけでしたが、日本は核保有国などと一緒に会議をボイコットしたからです。唯一の被爆国として、日本は原爆の恐ろしさを世界に発信し、核保有国へ核兵器廃絶の橋渡しの役割を担うべき国です。しかし、現実的に日本はアメリカの核の傘の下、核抑止力論の立場に立って核兵器を追認する立場を取っています。

この核の傘、核の抑止力論は実際に機能しているのでしょうか。第1に、核戦争の一步手前まで行ったキューバ危機を忘れることはできません。当時のアメリカ、ソ連の首脳は、世界的な大戦争、核戦争もやむなしと考えていたことが後日明らかになっています。まさに、首脳の判断一つに地球の未来が委ねられていたという事実が核の傘、核抑止力論の脆弱さを露呈したのではないのでしょうか。

第2に、その後、核兵器保有国が常態化し、一部の先進国の核保有体制が確立しましたが、NPT（核拡散防止条約）の再検討会議の議論でも明らかになったように、なぜ核保有国の核兵器は容認されるのかという根本的な問題が提起され、現実的には先進5か国の核保有国以外にもインド、パキスタン、北朝鮮が核兵器保有を表明し、イスラエル、イラン、シリア、ミャンマーが核兵器開発を進めるなど、核抑止力は全く機能していない状態です。

第3に、さらに心配なことは、テロ組織が核兵器を保有することの問題です。今、アメリカ、中東、アジアも含め、全地球規模でテロ活動が発生しています。テロ組織が核兵器を保有した暁には、核の傘、核兵器抑止力論が機能しないことは自明の理です。核テロを防ぐには、核兵器の全面禁止を実現するしかないのです。

今、近隣の中国や北朝鮮などの国との緊張が高まっています。核の傘、核抑止力論などの立場から緊張を高めるのではなく、対話と外交の力による平和の構築を目指すべきです。

日本は平和憲法を持ち、戦争を放棄し、戦力を持たないと決めた国です。同じように軍隊を持たない国としてコスタリカが有名ですが、コスタリカは徹底的な平和外交を進め、軍事費を教育費に回した結果、政治的にも安定が続き、中南米諸国の間で最も栄えた国の一つとなっています。

日本の目指すべき道はコスタリカが示しています。核の傘や軍事同盟を軸にした武力ではなく、徹底した平和外交を中南米という不安定な地域で平和と安定を実現しています。核兵器をなくすためには、戦争をなくすためには、こうした教育を高め、世界市民の育成、地球規模での価値観を持った市民の育成が必要です。

今、全世界で新型コロナウイルスが猛威を振るっています。こうした中、世界は核や戦争にお金を使うのではなく、命と暮らし、平和を守るために協力し合わなければなりません。そうした地球市民の立場に立ち、核兵器のない世界に向け、日本は核兵器禁止条約に署名、批准すべきと考えます。

最後に、唯一の核兵器を使用した国の大統領として、その深い反省に立ち、核兵器のない世界を主張したオバマ元アメリカ大統領の言葉を紹介します。オバマ氏は、有名なプラハ演説でこう言っています。「核兵器のない世界は直ちに達成できるわけではない。この目標を達成するには根気と忍耐が必要である。しかし、私たちは『Y e s , w e c a n (私たちはできる)』と主張しなければならないのだ」、核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見

書提出がその第一歩となります。

議員各位の賛同をお願いして、賛成討論とします。ありがとうございました。

○長澤長右衛門議長 ほかに討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

採決は区分して行います。

初めに、議第34号議案、議第36号議案、議第37号議案、議第38号議案の計4件について採決いたします。

総務文教常任委員長報告の議案4件は原案可決であります。総務文教常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次に、令和2年請願第6号について採決いたします。

総務文教常任委員長報告は採択であります。総務文教常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○長澤長右衛門議長 起立多数。

よって、令和2年請願第6号は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

次に、請願第1号について採決いたします。

総務文教常任委員長報告は採択であります。総務文教常任委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○長澤長右衛門議長 起立多数。

よって、請願第1号は総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第7 議第35号 上山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について**  
(産業厚生常任委員長報告)

○長澤長右衛門議長 日程第7、議第35号を議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。  
産業厚生常任委員長佐藤光義議員。

〔佐藤光義産業厚生常任委員長 登壇〕

○佐藤光義産業厚生常任委員長 今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案1件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告を申し上げます。

議第35号上山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、新型コロナウイルス感染症の法的位置づけが変更されたことから、附則第3項の「新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症」に改めるもので、公布の日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 これより質疑に入ります。  
質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

産業厚生常任委員長報告の議案1件は原案可決であります。産業厚生常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

日程第8 議第33号 令和3年度上山市一般会計補正予算(第4号)
(予算特別委員長報告)

○長澤長右衛門議長 日程第8、議第33号を議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長中川とみ子議員。

〔中川とみ子予算特別委員長 登壇〕

○中川とみ子予算特別委員長 今期定例会において、予算特別委員会に付託されました予算関係議案1件について、審査いたしました結果について御報告を申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、ここで再び審査の状況、経過等について詳細に述べることを省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと存じます。

議第33号令和3年度上山市一般会計補正予算(第4号)につきましては、国の補助金などを活用した旧尾形家住宅の消防設備更新に要す

る経費や山元地区公民館の特別教室棟解体に係るアスベスト処分経費など、早急に予算措置を必要とするものについて補正したもので、歳入歳出それぞれ2,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ148億8,150万円とする補正であり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

予算特別委員長報告の議案1件は原案可決ですが、予算特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~

**日程第9 請願第2号の継続審査の  
申し出について**  
(閉会中継続審査申出)

○長澤長右衛門議長 日程第9、請願第2号の継続審査の申し出についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました請願1件は、所管常任委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第104条の規定によ

り、お手元に配付いたしました申出書のとおり継続審査の申出があります。

よって、お諮りいたします。

所管常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、所管常任委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

~~~~~

**日程第10 議第39号 令和3年度
上山市一般会計補正
予算(第5号)**
(追加議案)

○長澤長右衛門議長 日程第10、議第39号令和3年度上山市一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について御説明申し上げます。

議第39号令和3年度上山市一般会計補正予算(第5号)についてであります。今回の補正予算は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の事前合宿受入れに要する経費など、早急に予算措置を必要とする事業について計上するもので、歳入歳出それぞれ2,800万円を追加し、予算の総額を149億950万円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金、県支出金をそれぞれ増額するものであります。

歳出につきましては、3款民生費において、国の補助金を受け、緊急小口資金等の特例貸付

けが利用できない生活困窮世帯に対する支援金を計上するものであります。

10款教育費では、県の交付金を受け、ポランド共和国陸上競技選手団の事前合宿における新型コロナウイルス感染症対策に要する経費を計上するものであります。

なお、詳細につきましては財政課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○長澤長右衛門議長 財政課長。

〔鈴木英夫財政課長 登壇〕

○鈴木英夫財政課長 命によりまして、議第39号令和3年度上山市一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。

追加議案書の1ページをお開き願います。

令和3年度上山市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149億950万円とするものであります。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

それでは、「第1表 歳入歳出予算補正」について御説明申し上げますので、2ページ、3ページをお開きください。

最初に、歳入から申し上げます。

15款国庫支出金は280万円を増額し、補正後の額を20億1,084万7,000円とするものであります。2項国庫補助金の増によるものであります。

16款県支出金は2,520万円を増額し、

補正後の額を9億3,016万5,000円とするものであります。1項県負担金の増によるものであります。

以上の結果、歳入合計では2,800万円を増額し、補正後の歳入合計を149億950万円とするものであります。

次に、歳出について申し上げますので、3ページを御覧願います。

3款民生費は280万円を増額し、補正後の額を46億3,869万4,000円とするものであります。3項生活保護費の増によるものであります。

10款教育費は2,520万円を増額し、補正後の額を15億6,267万6,000円とするものであります。6項保健体育費の増によるものであります。

以上の結果、歳出合計では2,800万円を増額し、補正後の歳出合計を149億950万円とするものであります。

次に、事項別明細書について御説明申し上げます。

最初に、歳出から御説明申し上げますので、10ページ、11ページをお開き願います。

3款民生費3項生活保護費1目生活保護総務費は280万円の増であります。生活困窮者自立支援費で、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国の補助制度を受け、生活困窮世帯に対する支援制度を設けるものであります。

これまで社会福祉協議会では、緊急小口資金等の特例貸付制度により生活困窮世帯を支援してまいりましたが、借入額が限度額の200万円に達しているなどの理由で利用できない世帯が存在しております。このことから、市が主体となり、一定の要件に該当する生活困窮世帯に

対し、1世帯1月当たり6万円から10万円を3か月間支給する支援金を措置するほか、必要な事務費を計上するものであります。

10款教育費6項保健体育費2目体育振興費は2,520万円の増であります。東京オリンピック・パラリンピックホストタウン推進事業費で、県の交付金を受け、ポーランド共和国陸上競技選手団が本市に事前合宿する際の感染対策に必要な経費に充てるため、東京2020事前キャンプ受入実行委員会に対する負担金を増額するものであります。

主な感染対策経費といたしましては、選手団・関係者に対して、滞在期間中毎日実施するPCR検査費用や再検査費用、宿泊施設に対する感染予防費用等であります。

以上で歳出の説明を終わります。歳入の説明を申し上げます。

前に戻りまして、8ページ、9ページをお開き願います。

15款国庫支出金2項国庫補助金2目民生費国庫補助金は280万円の増であります。生活困窮者自立支援費に係る財源として新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を計上するものであります。

16款県支出金1項県負担金4目教育費県負担金は2,520万円の増であります。東京2020事前キャンプ受入実行委員会負担金の財源として、ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金を計上するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

○長澤長右衛門議長 7番谷江正照議員。

○7番 谷江正照議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第39号議

案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 ただいま7番谷江正照議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第39号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑は、歳入歳出を一括して行います。質疑、発言を許します。枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 それでは、3款の生活困窮者自立支援費について伺いますが、貸付額、社会福祉協議会で実施をしております上限額、緊急小口資金ほかで200万円、それを超えた人で、もうその制度を利用できない人がこれの対象者だというふうに今説明を受けたのですが、それでここは6万円から10万円を3か月というふうにおっしゃったと思いますが、社協で実施しているのは貸付けなわけですね。翌年度以降、非課税世帯であればその返還を、償還を免除するという措置もあるようですが、今回この生活保護の扶助費に増額ということは、これは貸付けではなくて給付という考え方でよろしいか伺います。

○長澤長右衛門議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 今回の自立支援金については、支給の制度であります。単身世帯については1月当たり6万円、2人世帯については1月当たり8万円、3人世帯以上については1月当たり10万円を3か月間支給する制度であります。

○長澤長右衛門議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 分かりました。私も幾つか相談を受けておりました、その社協からの資金を借りたのはいいと、200万円まで借りているんですけども、とてもではないけれども返済できるめどが立たないという方がいらっしやいます。今回、そういう人に対してこれを支給するわけですから、最大30万円ということは、まず上限に達している人ということなので、社協の貸付けが先だと。向こうの貸付けを受けていなくてこれを下さいといっても駄目だということになりますね。

○長澤長右衛門議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 そのとおりでありまして、再貸付け、最大限の貸付けを受けている方でさらに支援が必要な世帯について支給するものがあります。

○長澤長右衛門議長 枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 分かりました。そうしますと、もう200万円も借りて、まだそれでもお金が足りないという方に対して3か月間、最大30万円やったとしても、すぐなくなってしまうような気がするわけです、私は。その間、そうしたらその後は生活保護ということになるかと思ひますし、もしくはこの3か月間の中で社協の窓口がありますね、就職、自立支援の。そういったところで精いっぱい支援をするということになるかと思うんですが、この支給と併せてその自立支援に向けた役所としての対応に

ついて最後に伺います。

○長澤長右衛門議長 福祉課長。

○鏡 裕一福祉課長 この自立支援金の考え方ですけれども、就労するための自立を支援するということで、職業安定所、あと社会福祉協議会で、この支給の窓口は福祉課になりますので、三者が連携しながら3か月間の間に就労に向けた自立を支援する。それでも自立ができない方については、生活保護の受給に結びつけていくというものであります。

○長澤長右衛門議長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第39号令和3年度上山市一般会計補正予算(第5号)については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第39号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~  
日程第11 議第40号 財産の処分について  
(追加議案)

○長澤長右衛門議長 日程第11、議第40号財産の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔横戸長兵衛市長 登壇〕

○横戸長兵衛市長 ただいま議題となりました議案について提案理由の説明を申し上げます。

議第40号財産の処分については、ジャパンロジスティクス株式会社にかみのやま温泉インター産業団地内の土地を処分するため、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものであります。

なお、詳細につきましては商工課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願いいたします。

○長澤長右衛門議長 商工課長。

〔木村昌光商工課長 登壇〕

○木村昌光商工課長 命によりまして、議第40号財産の処分につきまして御説明申し上げますので、議案書の12ページをお開き願います。

このたびの財産の売却目的につきましては、かみのやま温泉インター産業団地内分譲地について、ジャパンロジスティクス株式会社から譲渡希望の依頼を受け処分するものであります。

1、財産の所在地は上山市藤吾字南田2258番1、種別は土地、数量は3万1,565.62平方メートルであります。

3、売却の方法は随意契約とし、4、売却予定価格は4億5,138万8,366円であります。

5、売却の相手方につきましては、静岡県富士市島田町二丁目35番地、ジャパンロジスティクス株式会社、代表取締役井出純一であります。

併せてお配りしております議第40号議案資料の売却財産位置図を御覧願います。

点線で囲んだ部分がこのたび売却する土地の範囲でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御願申し上げます。

○長澤長右衛門議長 12番枝松直樹議員。

○12番 枝松直樹議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議第40号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 ただいま12番枝松直樹議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議第40号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑、発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議第40号財産の処分については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。  
よって、議第40号議案は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~  
**日程第12 議案第3号 核兵器
禁止条約の署名と批准
を日本政府に求める意
見書の提出について**
(追加議案)

○長澤長右衛門議長 日程第12、議案第3号核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書の提出についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。総務文教常任委員長棚井裕一議員。

〔棚井裕一総務文教常任委員長 登壇〕

○棚井裕一総務文教常任委員長 議案第3号核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

広島と長崎に原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、国連会議で加盟国の3分の2に当たる122か国の賛成で歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。

この条約は、核兵器に関わる活動の禁止や核兵器廃絶への枠組み等を示したもので、2020年10月24日に発効に必要な条件である50か国が批准し、2021年1月22日に発効されました。また、本市では1995年3月1日に「核兵器廃絶平和都市宣言」を宣言し、核兵器廃絶に向け歩みを進めてまいりました。

唯一の被爆国である日本が国内外の世論に応え、核兵器廃絶を目指すための意見書を提出すべきであると委員会において決定されたことに

基づき、核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書を国及び政府関係機関に提出するものであります。

なお、意見書の案文につきましては、議員各位のお手元に配付しておりますので、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。

○長澤長右衛門議長 3番佐藤光義議員。

○3番 佐藤光義議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第3号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 ただいま3番佐藤光義議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。
お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議案第3号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認

めます。

よって、採決いたします。

議会案第3号核兵器禁止条約の署名と批准を日本政府に求める意見書の提出について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○長澤長右衛門議長 起立多数。

よって、議会案第3号については、原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

**日程第13 議会案第4号 「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」実現を求める意見書の提出について**  
(追加議案)

○長澤長右衛門議長 日程第13、議会案第4号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」実現を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務文教常任委員長棚井裕一議員。

〔棚井裕一総務文教常任委員長 登壇〕

○棚井裕一総務文教常任委員長 議会案第4号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」実現を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症により、子どもも学校も多く不安と心配を抱えています。このような中、学校では、より密集状態を避けるためには、さらに少人数学級にする必要があります。

す。

また、学校教育において、一人ひとりの子どもとじっくり向き合い、悩みに耳を傾け、個別の指導をすることが大切であることから、現場からは少人数学級の要望が強く出されています。

2021年度政府予算案によると、小学校のみ5年計画で35人学級を実現するというもので、山形県で推進してきた「さんさんプラン」よりも多い学級編制となっています。

以上のことから、子ども一人ひとりを大切にする教育の推進、そして新しい生活様式に対応するため意見書を提出すべきであると委員会で決定されたことに基づき、「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」実現を求める意見書を国及び政府関係機関に提出するものであります。

なお、意見書の案文につきましては、議員各位のお手元に配付しておりますので、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○長澤長右衛門議長 3番佐藤光義議員。

○3番 佐藤光義議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議会案第4号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 ただいま3番佐藤光義議員から、委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありません。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第4号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議会案第4号「安全・安心で、ゆきとどいた教育実現につながる30人学級」実現を求める意見書の提出について、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○長澤長右衛門議長 起立多数。

よって、議会案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

~~~~~

日程第14 常任委員会（総務文教、産業厚生）及び議会運営委員会の所管事務の調査について

（閉会中継続調査申出）

○長澤長右衛門議長 日程第14、常任委員会及び議会運営委員会の所管事務の調査についてを議題といたします。

ただいま議題といたしました件は、各常任委

員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中における事務の調査について申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の事務の調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申出のとおり、閉会中における事務の調査とすることに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期定例会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~

**閉 会**

○長澤長右衛門議長 以上で今期定例会の日程の全部を終了しました。

これをもって第514回定例会を閉会いたします。

午前11時11分 閉 会

議 長 長澤 長右衛門

副 議 長 石 山 正 明

會議録署名議員 枝 松 直 樹

同 上 石 山 正 明

同 上 棚 井 裕 一

